

授業科目名	【G】行政法(行政救済法) 【H】行政法(行政救済法)	区分 選択	区 分 選 択	開講年次 【H】3	【G】3 【H】3	単位数 【H】2	【G】2 【H】2
科目区分	専門科目						
授業形態	対面授業						
担当形態	単 独						
施行規則に定める科目区分又は事項等							
サブタイトル	行政救済法の概要を学ぶ		担当者	八木 保夫			
授業概要	概要	行政事件訴訟法及び行政不服審査法が定める制度上の諸類型の全体を概観することを主眼とし、国家賠償法及び損失補償制度の基本事項も含めて、判例・学説を素材に総括的に概説する。全体を通じて、違法または不当な行政活動に対する救済方法について、国民の権利保護の観点から理論的問題点を検討する。					
	到達目標	行政救済法の全体像を理解することができる。違法または不当な行政活動によって権利利益を侵害された場合に、どのような争訟方法を用いることによって救済を得ることができるかを理解できる。					
履修条件	憲法概論、行政法概論、民法概論を履修済みであることを前提として、講義を進める。						
アクティブラーニングの方法	【○】事前学習型	【-】	反転授業	【-】	調査学習	【-】	フィールドワーク
	【-】双方向アンケート	【-】	グループワーク	【-】	対話・議論型授業	【-】	ロールプレイ
	【-】プレゼンテーション	【-】	模擬授業	【○】	PBL	【-】	その他
ディプロマ・ポリシーとの関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	◎	(よく当てはまる)				
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	-	(当てはまらない)				
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	-	(当てはまらない)				
	DP(ディプロマ・ポリシー)④	-	(当てはまらない)				
他科目との関連性	事前に憲法概論、行政法概論、行政法(総論)I・II、民法概論、憲法(人権)I、民法(総則)I等を受講していること、並行して憲法(人権)II、憲法(統治)I、民法(総則)II、民事手続法(民事訴訟法)I・II等を受講すること、本科目履修後、行政法(各論)、環境法、行政法(地方自治法)等のいずれかの科目を受講することが望ましい。						
教科書	授業中に、レジュメ等の資料を配付する。						
参考書	(1)藤田宙靖著『行政法入門(第7版)』(有斐閣、2016年) (2)宇賀克也著『行政法概説II(行政救済法)(第7版)』(有斐閣、2021年) (3)斎藤 誠、山本 隆司編『行政判例百選I(第8版)』(有斐閣、2022年)、『行政判例百選II(第8版)』(有斐閣、2022年)						
評価方法	授業3回に1回程度の頻度(通算5回程度)で出題する学習到達度確認テストへの回答(45%)、毎回事前に提示する資料の空欄補充課題への回答(15%)、毎回授業終了時に出題する復習課題への回答(30%)に加え、授業への取組姿勢(10%)等を勘案して総合的に評価する。なお、不正行為があった場合は大幅減点とする。						
フィードバック方法	毎回事前に提示するレジュメ資料の空欄補充課題の正解を当該授業中において解説すると同時に、欠席者を配慮して、クラスルーム上にも提示し、授業終了時に出題する復習課題の正解および学習到達度確認テストの正解を、課題出題の次の週の授業において解説すると同時に、クラスルーム上にも提示して、学習内容の定着と振り返りを促す。						
評価基準	身近に存在する行政救済法の役割・特徴について十分理解し文章等で説明できる者は程度に応じてSまたはA評価、行政救済法の特徴についてよく理解できる者はB評価、行政救済法で使用される用語の意味について一応の理解ができる者はC評価、C評価に満たない者については程度に応じてDまたはE評価とし、授業終了時に出題する復習課題の不提出、学習到達度確認テストでの欠席等、評価不能な者に対してはF評価とする。						

授業 科目名	【G】行政法（行政救済法） 【H】行政法（行政救済法）	区分 選択	開講年次 【H】3	【G】3 【H】3	単位数 【H】2	【G】2 【H】2
授業回数	授業内容					
1	行政救済法の意義と分類 予習： 行政法の一分野としての行政救済法の位置付けを考える(100分) 復習： 行政法概論、行政法総論の授業内容の見直し(80分)					
2	行政上の不服申立て(1)(行政上の不服申立て制度の意義) 予習： 参考書(1)第13講第1節等を読む(100分) 復習： 行政上の不服申立ての特色、制度の概要を確認する(80分)					
3	行政上の不服申立て(2)(行政不服審査法の定める不服申立て制度) 予習： 参考書(1)第13講第2節等を読む(100分) 復習： 不服申立ての類型、要件、審理手続き等を確認する(80分)					
4	行政訴訟(1)(行政訴訟制度の基本的特徴) 予習： 参考書(1)第11講第1節等を読む(100分) 復習： 司法国家における行政訴訟の意義を確認する(80分)					
5	行政訴訟(2)(行政事件訴訟法上の訴訟類型) 予習： 参考書(1)第11講第2節等を読む(100分) 復習： 各種の訴訟類型の全体を確認する(80分)					
6	行政訴訟(3)(取消訴訟①) 予習： 参考書(1)第11講第2節第1項等を読む(100分) 復習： 処分および裁決に対する取消訴訟の意義を確認する(80分)					
7	行政訴訟(4)(取消訴訟②－訴訟要件) 予習： 参考書(1)第12講第3節等を読む(100分) 復習： 取消訴訟を中心とする訴訟要件を確認する(80分)					
8	行政訴訟(5)(無効等確認訴訟・不作為の違法確認訴訟) 予習： 参考書(1)第11講第2節第1項等を読む(100分) 復習： 2種の確認訴訟の基本的特徴を確認する(80分)					
9	行政訴訟(6)(義務付け訴訟・差止訴訟) 予習： 参考書(1)第11講第2節第1項等を読む(100分) 復習： 義務付け訴訟・差止訴訟の基本的特徴を確認する(80分)					
10	行政訴訟(7)(当事者訴訟) 予習： 参考書(1)第11講第2節第2項等を読む(100分) 復習： 形式的・実質的当事者訴訟の基本的特徴を確認する(80分)					
11	行政訴訟(8)(民衆訴訟) 予習： 参考書(1)第11講第2節第3項等を読む(100分) 復習： 客觀訴訟の意義を確認する(80分)					
12	行政訴訟(9)(機関訴訟) 予習： 参考書(1)第11講第2節第4項等を読む(100分) 復習： 行政機関相互間の紛争の解決方法を確認する(80分)					
13	国家賠償法(1)（公権力の行使による損害の賠償） 予習： 参考書(1)第14講第2節等を読む(100分) 復習： 国家賠償制度の意義を確認する(80分)					
14	国家賠償法(2)（當造物の瑕疵による損害の賠償） 予習： 参考書(1)第15講第3節等を読む(100分) 復習： 国家賠償法第2条の意義を確認する(80分)					
15	損失補償（基本的な考え方・要件） 予習： 参考書(1)第16講第1節・第2節等を読む(100分) 復習： 損失補償制度の意義・沿革・要件を確認する(80分)					
その他	他の履修者の提出物の模倣、他の者による身代わり回答等、履修態度が良くない者には厳正に対処する。					